

大切なお子さまの将来を守る

養育費確保には 離婚前※1の書面作成※2が 必須です

※1 離婚後に**養育費が支払われなかった場合**、改めて元パートナーと養育費の合意を書面化することは困難です。家庭裁判所に対して養育費請求調停の申立てが必要になりますが、離婚後に相手と裁判所で争うことには大きな精神的な負担がかかります。

※2 養育費に関しては、夫婦間で口約束やLINEやメールで支払いの約束をしたとしても法的な強制力を持ちません。あとから支払いが止まってしまうと、すぐに対応できないのが現実です。そこで必要になるのが、**書面での取り決め**です。民法改正により2026年4月からは、書面(私文書)で養育費の取り決めを明記すれば、約束が守られなかった場合でも、給与差し押さえなどの **裁判所手続が可能** になります。お子さんとの生活を守るために、今このタイミングでしっかり備えておきましょう。

守口市 養育費・親子交流に関する2つの補助金

公正証書による養育費・親子交流の取決めに要する
公証手数料

上限 49,000 円

養育費・親子交流の取決めに係る裁判所への調停の
申立て又は弁護士会若しくはADR事業者が実施する
ADRの利用に要する費用

上限 45,000 円

申請についての詳細は守口市ホームページをご覧ください

連絡先 守口市役所こども部子育て支援政策課

住所 〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5
守口市役所3階北エリア

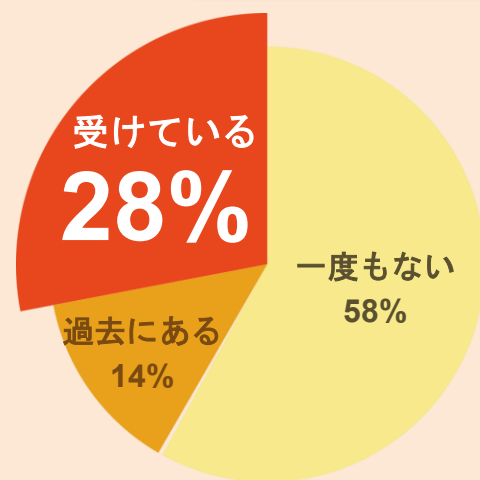
電話 06-6992-1665

▶[守口市ホームページ](#)
[離婚前後家庭支援事業](#)



養育費、もらっていますか??

「養育費は払うよ」
口約束では支払われないことが多いのが現実



調査数3,612/N
令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果(厚労省)



公正証書の作成に関する守口市の補助金または
(株)チャイルドサポートによる支援の詳細は
綴込みをご覧ください。

お問い合わせ先
株式会社チャイルドサポート
(法務省管轄 ADR 機関 法務大臣認証第184号)
103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-3-6 ワカ末ビル 7 階
代表取締役 / 弁護士 佐々木裕介

協議離婚を検討されている方向け・弁護士／行政書士による

無料電話相談窓口

親権・養育費・財産分与等の取り決め方法を、専門家に相談！
平日 9:00～22:00 (原則45分間/休祝日は適宜予約可能)
(法務省ADR機関認証 第184号)

▶[即日予約・夜間・匿名相談も可能！](#)

チャイルドサポートサイン

✓ 合意書の作成

無料!!

✓ 守口市民は電子署名手続き

無料!!

2026年4月1日より養育費のルールが変わり、公正証書がなくても強制執行（給与差押え）ができる制度 が始まりました。「チャイルドサポートサイン」なら、この新しい法律に対応した確実な支払い合意書を、公証役場に行かずスマホのみで作成可能です。



スマホで完結
手間と費用をカット

平日にわざわざ公証役場へ向く必要はありません。スマホひとつで手続きできるため、これまで数万円かかっていた費用と手間を大幅に節約できます。



対面不要
ストレス軽減

相手と直接顔を合わせて話し合うのを避け、すべてオンライン上で完結させることができます。離婚前や別居中の方の精神的な負担を大きく和らげます。



トラブル防止
離婚後の安心を確保

法的に有効な形で支払い合意を残すことで、離婚後の「言った・言わない」の紛争を防ぐことができます。お子様との生活を守る、確実に安心な仕組みです。

PRICE ご利用料金

合意書の作成・内容確認

必要事項を入力 → 自動で合意書を生成・無料で確認

無料

守口市民 電子署名手続き

本人確認書類の提出時に住所を確認いたします

2,900円

無料

▶[まずは無料で合意書作成！](#)

※2026年4月施行の改正民法により、養育費債権には一般先取特権が付与され、公正証書がなくとも私的合意書に基づく差押え（強制執行）が可能となります（民法306条・308条の2）。一定の要件・上限（子1人あたり月額8万円等）があり、超える部分は別途債務名義が必要です。

LINEで無料・匿名で診断

離婚条件診断シミュレーションツール

離婚の問診票

質問に答えるだけで離婚に関する条件を整理。
約10分で離婚協議書（公正証書の原案）を自動作成できます。

▶[匿名・無料・簡単！詳しくはこちら](#)

チャイルドサポートの 養育費保証

✓ 養育費の回収は当社にお任せ!!

✓ 守口市民は月額保証料

1年間無料!!



自動引き落とし（口座振替）

毎月の養育費の支払いは、当社が支払者の口座から自動引き落としを行うため、元夫婦間で振り込みをする必要がありません。毎月の入金確認や督促をしなくて済み、精神的な負担が軽減されます。

未払いの際の支払保証（立替払い）

養育費の支払いの有無にかかわらず、毎月当社が養育費を代わりに入金いたします。支払いが滞った場合でも、当社が肩代わりして支払いが継続するため、安定した収入を確保できます。

強制執行の弁護士費用なし

当社の負担で強制執行手続きを行いますので、相手との交渉・督促・差し押さえまで全てお任せで大丈夫です。チャイルドサポートなら毎年の再契約は不要。保証契約期間は養育費支払いが満了するまで続きます。

PRICE ご利用料金

初期費用

養育費保証を開始するための契約金です

5万円^(税込み)

守口市民 月額保証料

本人確認書類の提出時に住所を確認いたします

養育費の11%(税込み) 1年間無料

※13ヶ月目以降は、月額保証料として養育費の11%(税込み)、および月額事務手数料として500円(税込み)をいただきます。

▶[まずはあなたの状況を整理！](#)

※ かいけつサポート 法務大臣認証 第184号 / 株式会社チャイルドサポート